

クマバシリ 熊走 石川郡岸川庄に屬する部落。

クマバシリジヨウ 熊走城 石川郡熊走在つて、土田左近・田中藤右衛門・垣内後藤右衛門三人之に據り、天正八年柴田勝家の爲に滅されたと傳へる。

クマバシリハチマングウ 熊走八幡宮 石川郡熊走在鎮座する。寶永誌に昔白山宮に近い八幡村から土田左近といふ者が来て、邸内に氏神の八幡宮を建てたに起ると記する。

クマビキ 九萬疋 古來鹿島郡熊木の名産とせられたが、今は存せぬ。寄居虫を採集して水に入れ、天日に温めるか、又は微温湯中に入れると、少時にして殻から這ひ出る。それに鹽又は醬油を加へて煮つめ、後に飴煮としたもの。製品は色赤く、香氣あつて脆く美味である。能登名跡志に熊木の名物九萬疋を鮫の腸漬とするは誤なるべく、此の地には鮫を産せぬ。又辭書に鱈なりとするは同名異物であらう。

クマブチ 熊淵 鹿島郡大吞郷に屬する部落。

クマブチガハ 熊淵川 鹿島郡熊淵小字水上の西に源を發し、東流して熊淵を經、一支流を右岸より入れ、山崎・花園の南方を經、東濱から海に入る。流程八軒。

クミ 組 加賀藩の士は戰時に處する爲に平時から組に別たれてゐた。人持七組・奥小將二組・表小將二組・大小將六組・馬廻十二組・定番馬廻八組・組外四組・新番二組・御歩六組・持方足輕七組・先手足輕二十一組・大組足輕三組・割場附足輕五十組がそれである。出師を要する場合には、八家の一人が城代となり、

殘餘七人は人持組各一隊の將となる。而して人持組は全軍の先鋒となるべく、奥小將表小將・大小將は藩侯の側近に侍し、馬廻の士が更に警衛する。定番馬廻は城代に屬して留守居となり、組外は時宜に應じて馬廻又は定番馬廻を補充し、新番は近侍護衛を補助し、御歩は藩侯供方の任務に當り、又太鼓・法螺の合圖を撃り、持方足輕は弓銃を執つて旗下に屬し、先手組足輕も亦弓銃を執つて人持組に屬し、大組足輕と割場付足輕とは馬廻組に従ふわけであつた。

クミアヒアツケ 組合頭 ↓オアツケ 御預。  
クミアヒガシラ 組合頭 藩政時代の村ではその大小によつて組合頭が一人乃至數人あり、その下に五人組若干を統べ、村肝煎の補助をなした。故に相役とも言はれる。組合頭は組裁許の十村之を任命するが、宿方・町立の所では郡奉行の認可を得ねばならぬ。一定の給銀・給米なく、村萬雜の餘荷銀から奔走の程度によつて支給せられる。若し一村に數人の組合頭があれば何番組合頭と呼ばれた。組合頭の名稱の起りは不明であるが、慶長九年五月廿六日の御判物におとな百姓の名がある。又寛永八年三月十三日三ヶ國郡奉行に宛てた御定には、村肝煎及び長百姓に土地の境目を明らかにすべきことを申渡されてゐる。然るに承應三年敷借米の取調書に組合頭の名があり、萬治年間十村覺帳には村肝煎・組合頭の名が見え、寛文三年には組合頭の拜領錢の沙汰があるから、此の頃に至つて三州一同村肝煎の下に組合頭が起つたのであらう。金澤の城下でも一町又は數町に一人の組合頭があ

り、その下に十人組若干が屬した。

クミガシラ 組頭 御馬廻頭・御小將頭・定番頭を三組頭といひ、その下に各番頭がある。又御歩・足輕にあつてはその頭を物頭といひ、組頭・物頭・番頭の序列であつた。幕府では藩の組頭を番頭といひ、藩の番頭を組頭といふた。

クミガシラジヨウモク 組頭條目 一册。延寶二年十一月前田綱紀が、組頭たる者の心得八ヶ條を告諭したる覺書條々である。

クミガシラナミ 組頭並 前田綱紀の代享保元年七月二日中村典膳重好が初めてこの格に命ぜられ、役料百五十石を賜はつた。元文二年八月朔日大槻内藏允朝元亦命ぜられ、之より役料が二百石となつた。其の後二百石又は百五十石入交り、評いで百五十石と定まつた。又御近習御用・御算用場奉行・學校方御用などは當役から勤めるものであり、或は間番・江戸御廣式御用などの物頭並から之に轉じて尙もとの役を勤める例もあつた。

クミサイキョアツケ 組裁許頭 ↓オアツケ 御預。

クミシハイ 組支配 諸法令に『組支配之人々に夫々可申候。』の如き文を見ることがある。この組と支配とは自ら別で、例へば御馬廻頭ならば、御馬廻組の士を率ゐてゐるが、御細工奉行ならば、御細工者を支配してゐても、それは組ではない。だから組・支配と續けて、一切の配下を意味することにもなる。

クミダカチヨウ 組高帳 諸郡各十村組に就きて、村々の高免等を記載し、御算用場の代官割所に備へ付けるものを十村帳といひ、文政四年以降組高帳と稱した。然るに天保十

年之を高物成帳・給人付帳の二種に別ち、惣名を組高帳といふことに改めた。高物成帳は、村御印によつて村高の定められたる後、手上高・引高・新開等の増減を記し、現在收納すべき額を明らかにしたるもの。給人付帳は田租の惣收納高に就き、給人知又は寺社領等に與へたものと、藩の代官をして收納せしむべき御藏入高とを記し、知行割及び代官割をなすに便したものである。

クミチ 組地 加賀藩に在つては、足輕の邸地は、その組に對して與へられたので、之を組地といひ、各組所屬の足輕個人に分割したのである。それを大繩ともいふのは、御歩以上のものに、一人當りの宅地を支給することに對した名稱である。組地は組の名を稱して、町名がなかつた。

クミハツレ 組外 往昔は身分の高卑に拘らず、都べて組の定まらざる藩の給人をこの組に置いた。その名稱は慶長十一年に既に存して、諸職人の名も多く見える。正保・明暦に至つては知行概ね二百石以下の輩で、御儒者・御醫師・御茶堂等も皆組外であつた。寛文中に至り諸士の子弟の召出される者がこの組に命ぜられ、延寶の末天和の初から御儒者・御醫師・御茶堂等を切離し、天和二年十二月廿五日向後跡目拜領並びに配分被仰付分四百五十石以下を組外に班することとなり、翌三年御番頭を置かれたが、列は尙御射手・御異風の下であつた。元祿十年四月組外を分けて四組と定め、十六年二月御射手・御異風の上列とし、後世の如く三品の士の一となつた。近代にては頭分・御小將の跡四百四十石以下(若しくは品により以上にて)のものは一且こ

クミシハイ 組支配 諸法令に『組支配之人々に夫々可申候。』の如き文を見ることがある。この組と支配とは自ら別で、例へば御馬廻頭ならば、御馬廻組の士を率ゐてゐるが、御細工奉行ならば、御細工者を支配してゐても、それは組ではない。だから組・支配と續けて、一切の配下を意味することにもなる。

クミダカチヨウ 組高帳 諸郡各十村組に就きて、村々の高免等を記載し、御算用場の代官割所に備へ付けるものを十村帳といひ、文政四年以降組高帳と稱した。然るに天保十

年之を高物成帳・給人付帳の二種に別ち、惣名を組高帳といふことに改めた。高物成帳は、村御印によつて村高の定められたる後、手上高・引高・新開等の増減を記し、現在收納すべき額を明らかにしたるもの。給人付帳は田租の惣收納高に就き、給人知又は寺社領等に與へたものと、藩の代官をして收納せしむべき御藏入高とを記し、知行割及び代官割をなすに便したものである。

クミチ 組地 加賀藩に在つては、足輕の邸地は、その組に對して與へられたので、之を組地といひ、各組所屬の足輕個人に分割したのである。それを大繩ともいふのは、御歩以上のものに、一人當りの宅地を支給することに對した名稱である。組地は組の名を稱して、町名がなかつた。

クミハツレ 組外 往昔は身分の高卑に拘らず、都べて組の定まらざる藩の給人をこの組に置いた。その名稱は慶長十一年に既に存して、諸職人の名も多く見える。正保・明暦に至つては知行概ね二百石以下の輩で、御儒者・御醫師・御茶堂等も皆組外であつた。寛文中に至り諸士の子弟の召出される者がこの組に命ぜられ、延寶の末天和の初から御儒者・御醫師・御茶堂等を切離し、天和二年十二月廿五日向後跡目拜領並びに配分被仰付分四百五十石以下を組外に班することとなり、翌三年御番頭を置かれたが、列は尙御射手・御異風の下であつた。元祿十年四月組外を分けて四組と定め、十六年二月御射手・御異風の上列とし、後世の如く三品の士の一となつた。近代にては頭分・御小將の跡四百四十石以下(若しくは品により以上にて)のものは一且こ